



貴 峯 だ よ り

発行者 (福)神奈川県厚生協会
理事長 岩渕 壽郎
E-mail : kihoso-w@vesta.ocn.ne.jp
住 所 平塚市達上ヶ丘1-9
電話 0463(31)0617(代)
印刷 貴峯荘ワークピア 印刷科
電話 0463(35)6170(直通)
E-mail : insatsuka@kihoso.net

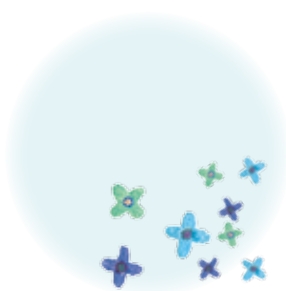
第 153 号



「貴峯」の名称は富士山の霊峰を仰ぎながら身体障害者が希望をもって生活し、自立できるよう、昭和24年の開所に際し県知事が命名しました。ロゴマークも富士山を形作ったものです。



改正社会福祉法の施行に伴い、平成29年度の法人役員等の体制につきましては、評議員選任・解任委員会において、評議員8名が選任されました。その評議員による定時評議員会を平成29年6月12日に開催し、理事7名、監事2名が選任され、即日就任いたしました。今後は新体制のもと、法人の経営基盤の強化と地域福祉の推進に努めてまいりますので、より一層のご指導、ご支援を賜りますようお願い申し上げます。



社会福祉法 改正後の新体制について (お知らせ)

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

評議員

落合 文雄

鈴木美智子

今井 弘

片倉 章博

石原 健次

竹内 幸夫

眞 敏明

望月 衛

理事並びに監事

理事長

理事

理事

理事

理事

理事

理事

理事

監事

監事

外部委員

監事

法人職員

岩渕 壽郎

金田 和子

小出 茂

松本 信輔

三觜 貴義

山崎 一雄

美濃口 容子

三田 昌也

小澤 正敏

小林 充

三田 昌也

夏井 宏之



**総務課長 鈴木 彰司**

二月より総務課に勤務しております鈴木です。
入職して六ヶ月が過ぎましたが、普段は事務室でパソコンに向かって仕事をしていますので、まだ数人の利用者のお名前しか覚えていません。
いい年なので、覚えてもすぐに忘れてしまいます。
失礼がありましたら、お許し下さい。
よりよい施設を目標に、少しずつでも前に進めて行きたいと思っています。
どうぞよろしくお願い致します。

**支援第一課 牧野 康洋**

①鎌倉での生活を楽しんでいます。以前はよく登山をしていましたが、体力のおとろえから、最近では自転車で走りまわっている感じです。
②特にありませんが、活動的なことや好奇心が旺盛なことかなー
③少しでも、戦力になれるようがんばりたいと思います。

**支援第一課 小川 美保**

①クリスタルボウルなどの癒し系音楽を聞くこと。
②粘り強い所。
③8月に採用されました。利用者の方々のお気持ちにそった対応ができるよう、笑顔でがんばりますので、よろしくお願い致します。

**支援第一課 村上かなめ**

①ドライブ
②フットワークが軽い
③皆さんから笑顔のパワーを頂いて、楽しく仕事をしております。少しでも早くお力になれます様に、努力致します。

**支援第一課 塚原フミ子**

①読書、庭いじり、旅行
②まじめに、コツコツやる事
③笑顔、コミュニケーション、つかずはなれず、見まもり、個々の人の気持を尊重する事

**支援第三課 佐藤美由貴**

①料理
②ひきずらない性格
③障害者支援は初めてなので個々の障害を理解し、それに応じた支援技術を習得していきたい。

**支援第三課 立花 佳子**

①スキー、スケートフロアー、カーリング、ジョギング、走る事が好きです。
②協調性、責任感、体力
③早く、利用者様や職員の皆様と溶け込み、より良いサービスが提供できるよう日々、努力精進してまいりますので宜しくお願い致します。

**支援第三課 香川 茂**

①スポーツ
②
③別の世界に足を入れて、勉強する事だけですが、利用者の人が貴峯荘で良かった(・)ってもらえる安全を第一に気を長く頑張ります。

新 人 紹 介

- ①趣味
②長所（セールスポイント）
③仕事への意気込み

**支援第二課 やまゆり 柏瀬 貴弘**

①旅行、音楽を聞く事、カラオケ、プロ野球観戦、ピアノ
②明るいき、物事を引きずらない事
③色々覚える事があって大変ですが、「みんなして愛される職員」を目指して頑張りますのでよろしくお願い致します！

**支援第二課 やまゆり 後藤 栄之**

①読書、パソコン（ネット）
②会話好きなので趣味や時事の話など気軽にどうぞ
③主に夜間の仕事となりますので、見かけない事も多いと思いますが、みなさんが安心して生活出来るようがんばります。

**支援第二課 やまゆり 小宮山一成**

①植物観賞、釣り、その他
②粘り強い所。
③利用者の方に誠実な対応ができる職員を目指し努力したいと思います。

**支援第二課 やまゆり 高橋 純男**

①旅行
②多くの利用者様へ接して話をしたい。
③68才の老人がどこまでできるか？

**支援第二課 やまゆり 神谷 萌子**

①人と話すこと
②人見知りがない
③一生懸命がんばります！

**支援第二課 なでしこ 萩原 玉枝**

①旅行
②何でも前向きに考えられるところ
③現場経験はありませんが、一生懸命頑張ります。

**支援第二課 なでしこ 今井 良子**

①
②大きな声！
③1日、1日を楽しく、ミスなく仕事をしていきたいです！◇

**第2ワークピア 清野 貞夫**

①映画観賞
②前向きで協調性がある。
③主に集配を担当していますので、安全運転に心がけます。



6月12日 施設開所1周年と法人設立59周年を記念し記念撮影を行いました。

**～お世話になっております
貴峯荘第2ワークピアです～
Vol.1**新しい作業場にも
段々と慣れてきました。給食の時間です。
お弁当持参の方もいます。

障害者の地域生活移行を促進する為、平成26年4月に共同生活援助事業として第1貴峯館を開設しましたが、男女共用となっており、その共用の解消と更なる地域移行の促進に向けて第2貴峯館（仮称）の開設に向け建築工事を始めました。

**第2貴峯館（仮称）
開設に向けて**



7月7日(金)
七夕見学
(なでしこ・やまゆり)

楽しみにしていた七夕見学。富士見地区社協の皆さん毎年ありがとうございます！ボランティアの田村さんも付き添いありがとうございます！



7月4日(火)
七夕飾り付け



願いを込めながら、一生懸命に飾り付けを行っています。



8月18日(金)
貴峯荘夏まつり
17:30～20:00



今年も沢山の方にご来場頂き大盛況でした!!



相州平塚七夕太鼓保存会のみなさん
ありがとうございました♪



事前練習も行いました！
楽しく盆踊り♪



平塚県立農業高等学校吹奏学部の
皆さんありがとうございました。



8月25日(金)
花火鑑賞会

今年は大変暑いなかでの鑑賞会になりました。



◀画：吉川さん 絵画教室での作品「花火」です。 画：石川さん▶



- 陸上 福留さん 4/30
- 陸上 相澤さん 4/30
- 陸上 宮本さん 4/30
- 陸上 関野さん 5/14
- 卓球 小曾納さん 6/11



- 50 mで銀メダル
- 100 mにて金メダル
- 100 mにて金メダル
- ソフトボール投げて金メダル
- 400 mで銀メダル
- 金メダル



メダル受賞者



4月30日(日)
第11回
神奈川県障害者
スポーツ大会



6月1日(木)
ポピー見学
(なでしこ・やまゆり)

花に囲まれて
心もウキウキ。
毎年楽しみです。



6月13日(火)
法人創立
記念バイキング



年に一度楽しみにしているバイキングで、皆さん大喜びでした。

6月4日(日)
小田原
フラワーパーク



世界に一つだけの花たち…
みんながオンリーワン!
どれもみんなきれいだね♪



6月19日(火)
貴峯館 余暇活動
頭の体操



これは何点なのかなあ？
みんなで楽しく麻雀教室。



6月27日(火)
余暇活動
パステルアート



どうだ、この集中力!
立派な芸術家です。<^ ^>



平成 28 年度決算計算書類

単位：千円

貸 借 対 照 表							
資 産 の 部				負 債 の 部			
流 動 資 産	当年度末	前年度末	増 減	流 動 負 債	当年度末	前年度末	増 減
現金預金	530,111	604,406	-74,295	事業未払金	398,523	362,237	36,286
事業未収金他	139,353	241,837	-102,484	その他の未払金	42,350	47,641	-5,291
未収金	111,687	112,685	-998	1年以内返済予定借入金	279,060	249,845	29,215
立替金	33,724	50,119	-16,395	1年以内返済予定リース債務	56,681	37,636	19,045
	245,347	199,765	45,582	預り金他	2,781	1,037	1,744
	—	—	—	仮受金	1,070	944	126
	—	—	—	賞与引当金	0	39	-39
	—	—	—	賞与引当金	16,581	25,095	-8,514
固 定 資 産	2,850,326	2,510,306	340,020	固 定 負 債	962,164	814,645	147,519
基本財産	1,943,905	1,600,564	343,341	設備資金借入金	866,287	724,634	141,653
基本財産特定預金	1,000	1,000	0	リース債務	6,800	1,296	5,504
土 地	614,292	245,992	368,300	拠点区分間長期借入金	45,448	45,448	0
建 物	1,328,613	1,353,572	-24,959	退職給与引当金・慰労金	43,629	43,267	362
その他の固定資産	906,421	909,741	-3,320	負 債 の 部 合 計	1,360,687	1,176,882	183,805
構 築 物	29,060	32,410	-3,350	基 本 金	74,000	36,000	38,000
機械及び装置	78,469	87,430	-8,961	国庫補助金等特別積立金	516,414	552,689	-36,275
車両・器具備品他	28,325	18,087	10,238	その他の積立金	752,704	781,031	-28,327
投資有価証券	653,406	653,406	0	次期繰越活動増減差額	676,630	568,109	108,521
拠点区分間貸付金	45,448	45,448	0	(うち当期活動増減差額)	78,147	34,345	43,802
退職給付引当資産	43,629	43,266	363	純資産の部合計	2,019,749	1,937,829	
その他の固定資産	270	180	90	負債及び純資産の部合計	3,380,437	3,114,712	
積立預金	27,814	29,512	-1,698				
資 産 の 部 合 計	3,380,437	3,114,712	265,725				

資金収支計算書					事業活動計算書				
勘 定 科 目					勘 定 科 目				
予 算 額					決 算 額				
差 異					前年度決算額				
事業活動による収支	収 入	就労支援事業収入	142,537	139,914	2,623	就労支援事業収益	139,914	140,527	-613
		自立支援費等収入	501,460	497,674	3,786	自立支援費等収益	497,674	480,573	17,101
		利用者負担金収入	54,946	51,270	3,676	利用者負担金収益	51,270	50,826	444
		補足給付費収入	22,072	17,827	4,245	補足給付費収益	17,827	18,368	-541
		その他の事業収入	848	6,962	-6,114	その他の事業収益	6,962	4,798	2,164
		借入金利息補助金収入	3,142	3,144	-2	その他の収益	0	5,441	-5,441
		経常経費寄付金収入	1,000	314	686	経常経費寄付金収益	314	1,375	-1,061
		受取利息配当金収入	1,500	1,177	323	サービス活動収益計(1)	713,961	701,908	12,053
		その他の収入	20,328	21,590	-1,262	人件費	347,597	362,156	-14,559
		事業活動収入計(1)	747,833	739,872	7,961	事業費	86,959	87,461	-502
		人件費支出	382,716	350,816	31,900	事務費	86,451	86,930	-479
		事業費支出	84,804	86,959	-2,155	就労支援事業費用	126,238	123,979	2,259
		事務費支出	79,909	86,451	-6,542	減価償却費	89,101	60,267	28,834
		就労支援事業支出	129,537	122,375	7,162	国庫補助金等特別積立金取崩額	-50,898	-31,944	-18,954
施設整備等による収支	支 出	支払利息支出	7,275	6,256	1,019	徴収不能額	0	0	0
		その他の支出	200	1,378	-1,178	サービス活動費用計(2)	685,448	688,849	-3,401
		事業活動支出計(2)	684,441	654,235	30,206	サービス活動増減差額(3)=(1)-(2)	28,513	13,059	15,454
		事業活動資金収支差額(3)=(1)-(2)	63,392	85,637	-22,245	借入金利息補助金収益	3,144	1,981	1,163
		設備資金借入金元金償還補助金収入	20,999	16,397	4,602	受取利息配当金収益	1,177	1,302	-125
		施設整備等寄附金収入	38,000	38,000	0	投資有価証券売却益	0	0	0
		設備資金借入金収入	200,000	200,000	0	その他のサービス活動外収益	21,590	23,212	-1,622
		施設整備等収入計(4)	258,999	254,397	4,602	サービス活動外収益計(4)	25,911	26,495	-584
		設備資金借入金元金償還支出	30,471	39,302	-8,831	利息支出	6,256	4,421	1,835
		固定資産取得支出	433,088	428,084	5,004	投資有価証券売却損	0	388	-388
		フィナンス・リース債務の返済支出他	1,100	1,483	-383	その他のサービス活動外費用	1,378	399	979
		施設整備等支出計(5)	464,659	468,869	-4,210	サービス活動外費用計(5)	7,634	5,208	2,426
		施設整備等資金収支差額(6)=(4)-(5)	-205,660	-214,472	8,812	サービス活動外増減差額(6)=(4)-(5)	18,277	21,287	-3,010
		経常収支差額(7)=(3)+(6)	-142,268	-128,835	-13,433	経常増減差額(7)=(3)+(6)	46,790	34,346	12,444
その他の活動による収支	収 入	投資有価証券売却収入	0	0	0	設備資金借入金元金償還補助金収益	16,397	12,773	3,624
		積立資産取崩収入	2,600	1,492	1,108	施設整備等寄附金収益	38,000	0	38,000
		拠点区分間長期借入金金収入	0	0	0	事業区分間繰入金収益	24,329	9,819	14,510
		事業区分間繰入金収入	10,000	24,329	-14,329	拠点区分間繰入金収益	0	23,687	-23,687
		拠点区分間繰入金収入	70,000	0	70,000	その他の特別収益	33,570	0	33,570
		その他の活動による収入	30,000	33,569	0	特別収益計(8)	112,296	46,279	66,017
		その他の活動による収入計(8)	112,600	59,390	53,210	基本金繰入額	38,000	0	38,000
		投資有価証券取得支出	0	0	0	固定資産売却損及び処分損	167	0	167
		積立資産支出	0	4,533	-4,533	国庫補助金等特別積立金積立額	16,397	12,773	3,624
		拠点区分間長期貸付金支出	0	0	0	事業区分間繰入金費用	24,329	9,819	14,510
		事業区分間繰入金支出	10,000	24,329	-14,329	拠点区分間繰入金費用	0	23,687	-23,687
		拠点区分間繰入金支出	70,000	0	70,000	特別費用計(9)	78,893	46,279	32,614
		サービス区分間繰入金支出	0	0	0	特別増減差額(10)=(8)-(9)	33,403	0	33,403
		その他の活動による支出計(9)	80,000	28,862	51,138	当期活動増減差額(11)=(7)+(10)	80,193	34,346	45,847
繰越活動差額	支 出	その他の活動資金収支差額(10)=(8)-(9)	32,600	30,528	2,072	前期繰越活動収益差額(12)	568,109		
		予備費(11)	10,000	0	10,000	当期末繰越活動収益差額(13)=(11)+(12)	648,302		
		当期資金収支差額合計(12)=(3)+(6)+(10)-(11)	-119,668	-98,306	-21,361	その他の積立金取崩額(14)	37,339		
		前期末支払資金残高(13)		305,936		その他の積立金積立額(15)	9,011		
		当期末支払資金残高(12)+(13)		207,630		次期繰越活動増減差額(16)=(13)+(14)-(15)	676,630		

平成二十九年度
事業計画

「法人本部事務局」は、第二貴峯館の建設、第三者評価の受審、職員処遇の改善、人事考課制度の検討、防犯・防災設備の整備、研修の充実強化、個人情報保護の徹底等を行います。

「貴峯荘」並びに「貴峯荘湘南の丘」他各施設・事業所においては、地域との関わりを持ち透明化、活性化を図り、利用者支援の充実、生活の向上、地域における公益的な事業を含め取り組んでまいります。

また、就労部門については、受注量の拡大、目標工賃の達成に努めます。

「健康管理」は、利用者の健康管理、感染予防に努め、職員には基本的な医療・看護知識の習得の研修会を行います。「栄養管理」は、利用者と委託業者との連絡調整を行い、よりよい食事の提供に努めます。

また、季節に応じた行事食や創立記念バイキング等の特別食の内容の充実を図ります。

平成二十八年度
事業報告

平成28年度は、改正社会福祉法が平成29年度から施行されるにあたり、事業運営の透明性の向上、財務規律の強化、地域における公益的な取り組みを実施する責務等の対策を検討してきました。

就労部門においては、社会福祉法人神奈川県総合リハビリテーション事業団の再生整備に伴い、洗濯場が使用できなくなることから、雇用している障害者の方々の就労の場の確保と技術の習得等に必要な訓練を行う通所施設・貴峯荘第2ワークピアを開所しました。

なお、障害の重度化・高齢化に対応するために生活環境の整備を推進し、事故防止と安全確保に努め洗濯棟の改修工事を実施しました。

福祉事業においては、グループホーム第一貴峯館が、現在、定員7名及びサテライト入居者2名で男女混合となっており、生活環境上分離が必要ことから近隣に第二貴峯館建設用の土地を購入しました。

なお、平成28年度は、神奈川県で発生した利用者殺傷事件が社会的に大きな問題となり、緊急時の対策を見直す契機となりました。

なりました。そこで、平塚警察署の協力のもと市内の18施設の職員の方々が参加し不審者侵入想定訓練を実施しました。また、警備会社主催による、女性職員を対象とした防犯セミナーも実施しました。

防災対策においては、防災想定訓練を実施すると共に、現在の防災倉庫では備蓄品が保管がしきれないことから、大きさや材質などを検討しました。

栄養管理においては、利用者の障害特性に合わせた食事提供、個々の栄養管理を行うとともに、ノロウイルスや食中毒にも留意し、安全・安心な食事提供に努めてきましたが、平成28年度は18名の方々から下痢と嘔吐の訴えがあり、集団感染を疑い、感染拡大防止に努めると同時に保険所へ報告をしました。結果、お腹の風邪(感冒性胃腸炎)であることが判明しました。

さらに、法人の取り組み等を地域の方々にも分かりやすく、見やすくするためにホームページをリニューアルしました。トップページには、貴峯荘の名前の由来である富士山の画像を使用し、四季折々の写真に変更しました。

役員会については、理事会7回、評議委員会5回開催し、社会福祉法の改正により、評議委員選任・解任委員会を設置し、監事監査を開催しました。

社会福祉法人神奈川県厚生協会定款

第一章 総 則

- (目的)
- 第一条 この社会福祉法人（以下「法人」という。）は、多様な福祉サービスがその利用者の意向を尊重して総合的に提供されるよう創意工夫することにより、利用者が、個人の尊厳を保持しつつ、自立した生活を地域社会において営むことができるよう支援することを目的として、次の社会福祉事業を行う。
- (1) 第一種社会福祉事業
- (イ) 障害者支援施設の経営
- (2) 第二種社会福祉事業
- (イ) 障害福祉サービス事業の経営
- (ロ) 相談支援事業の経営

- (名称)
- 第二条 この法人は、社会福祉法人神奈川県厚生協会という。

- (経営の原則等)
- 第三条 この法人は、社会福祉事業の主たる担い手としてふさわしい事業を確実、効果的かつ適正に行うため、自主的にその経営基盤の強化を図るとともに、その提供する福祉サービスの質の向上並びに事業経営の透明性の確保を図り、もって地域福祉の推進に努めるものとする。
- 2 この法人は、地域社会に貢献する取組として、地域の独居高齢者、経済的に困窮する者等を支援するため、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供するものとする。

- (事務所の所在地)
- 第四条 この法人の事務所を神奈川県平塚市達上ヶ丘1番9号に置く。

第二章 評議員

- (評議員の定数)
- 第五条 この法人に評議員七名以上八名以内を置く。

- (1) 理事及び監事の選任又は解任
- (2) 理事及び監事の報酬等の額
- (3) 理事及び監事並びに評議員に対する報酬等の支給の基準
- (4) 計算書類（貸借対照表及び収支計算書）及び財産目録の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 残余財産の処分
- (7) 基本財産の処分
- (8) 社会福祉充実計画の承認
- (9) その他評議員会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

- (開催)
- 第十一条 評議員会は、定時評議員会として毎年度六月に1回開催するほか、必要がある場合に開催する。

- (招集)
- 第十二条 評議員会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき理事長が招集する。
- 2 評議員は、理事長に対し、評議員会の目的である事項及び招集の理由を示して、評議員会の招集を請求することができる。

- (決議)
- 第十三条 評議員会の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、決議について特別の利害関係を有する評議員を除く評議員の3分の2以上に当たる多数をもって行わなければならない。
- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) その他法令で定められた事項
- 3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、各候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第十五条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。
- 4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、評議員（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、評議員会の決議があったものとみなす。

- (評議員の選任及び解任)
- 第六条 この法人に評議員選任・解任委員会を置き、評議員の選任及び解任は、評議員選任・解任委員会において行う。
- 2 評議員選任・解任委員会は、監事1名、事務局員1名、外部委員1名の合計3名で構成する。
- 3 選任候補者の推薦及び解任の提案は、理事会が行う。評議員選任・解任委員会の運営についての細則は、理事会において定める。
- 4 選任候補者の推薦及び解任の提案を行う場合には、当該者が評議員として適任及び不適任と判断した理由を委員に説明しなければならない。
- 5 評議員選任・解任委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。ただし、外部委員の1名が出席し、かつ、外部委員の1名が賛成することを要する。

- (評議員の任期)
- 第七条 評議員の任期は、選任後四年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。
- 2 任期の満了前に退任した評議員の補欠として選任された評議員の、退任した評議員の任期の満了する時までとする。
- 3 評議員は、第五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお評議員としての権利義務を有する。

- (評議員の報酬等)
- 第八条 評議員に対して、各年度の総額が5000、000円を超えない範囲で、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬として支給することができる。

第三章 評議員会

- (構成)
- 第九条 評議員会は、全ての評議員をもって構成する。

- (権限)
- 第一〇条 評議員会は、次の事項について決議する。

- (議事録)
- 第一四条 評議員会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 議長及び会議に出席した評議員のうちから選出された議事録署名人名二名がこれに記名押印する。

第四章 役員及び職員

- (役員の定数)
- 第一五条 この法人には、次の役員を置く。
- (1) 理事 六名以上七名以内を置く。
- (2) 監事 二名
- 2 理事のうち一名を理事長とする。

- (役員の選任)
- 第一六条 理事及び監事は、評議員会の決議によって選任する。
- 2 理事長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。

- (理事の職務及び権限)
- 第一七条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、職務を執行する。
- 2 理事長は、法令及びこの定款で定めるところにより、この法人を代表し、その業務を執行する。
- 3 理事長は、毎会計年度に4箇月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告しなければならない。

- (監事の職務及び権限)
- 第一八条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも、理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

- (役員の任期)
- 第一九条 理事又は監事の任期は、選任後二年以内に終了する会計年度のうち最終のものに関する定時評議員会の終結の時までとし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 3 理事又は監事は、第一五条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

- (役員の解任)
- 第二〇条 理事又は監事が、次のいずれかに該当するときは、評議員会の決議によって解任することができる。
- (1) 職務上の義務に違反し、又は職務を怠ったとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の執行に支障があり、又はこれに堪えないとき。

- (役員の報酬等)
- 第二一条 理事及び監事に対して、評議員会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- (職員)
- 第二二条 この法人に、職員を置く。
- 2 この法人の設置経営する施設の長他の重要な職員（以下「施設長等」という。）は、理事会において、選任及び解任する。
- 3 施設長等以外の職員は、理事長が任免する。

第五章 理事会

- (構成)
- 第二三条 理事会は、全ての理事をもって構成する。

- (権限)
- 第二四条 理事会は、次の職務を行う。ただし、日常の業務として理事会が定めるものについては理事長が専決し、これを理事会に報告する。
- (1) この法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 理事長の選定及び解職

- (招集)

- を結んだ民間金融機関に対して基本財産を担保に供する場合（協調融資に係る担保に限る。）

- (資産の管理)
- 第三〇条 この法人の資産は、理事会の定める方法により、理事長が管理する。
- 2 資産のうち現金は、確実な金融機関に預け入れ、確実な信託会社に信託し、又は確実な有価証券に換えて、保管する。

- (事業計画及び収支予算)
- 第三一条 この法人の事業計画書及び収支予算書については、毎会計年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の決議を経て、評議員会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。
- 2 前項の書類については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (事業報告及び決算)
- 第三二条 この法人の事業報告及び決算については、毎会計年度終了後、理事長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。
- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）
- (5) 貸借対照表及び収支計算書（資金収支計算書及び事業活動計算書）の附属明細書
- (6) 財産目録
- 2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号、第4号及び第6号の書類については、定時評議員会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については、承認を受けなければならない。
- 3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款を主たる事務所（及び従たる事務所に）に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事並びに評議員の名簿
- (3) 理事及び監事並びに評議員の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 事業の概要等を記載した書類

- 第二五条 理事会は、理事長が招集する。
- 2 理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、各理事が理事会を招集する。

- (決議)
- 第二六条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事（当該事項について議決に加わることができるものに限る。）の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案について意義を述べたときを除く。）は、理事会の決議があったものとみなす。

- (議事録)
- 第二七条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。
- 2 出席した理事長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第六章 資産及び会計

- (資産の区分)
- 第二八条 この法人の資産は、これを分けて基本財産、その他財産、の二種とする。
- 2 基本財産は、次の各号に掲げる財産をもって構成する。
- (1) 現金 100万円
- (2) 別表 基本財産のとおり
- 3 その他財産は、基本財産以外の財産とする。
- 4 基本財産に指定されて寄附された金品は、速やかに第二項に掲げるため、必要な手続をとらなければならない。

- (基本財産の処分)
- 第二九条 基本財産を処分し、又は担保に供しようとするときは、理事会及び評議員会の承認を得て、神奈川県知事の承認を得なければならない。ただし、次の各号に掲げる場合には、神奈川県知事の承認は必要としない。
- (1) 独立行政法人福祉医療機構に対して基本財産を担保に供する場合
- (2) 独立行政法人福祉医療機構と協調融資（独立行政法人福祉医療機構の福祉貸付が行う施設整備のための資金に対する融資と併せて行う同一の財産を担保とする当該施設整備のための資金に対する融資をいう。以下同じ。）に関する契約

- (会計年度)
- 第三三条 この法人の会計年度は、毎年四月一日に始まり、翌年三月三一日をもって終わる。
- (会計処理の基準)
- 第三四条 この法人の会計に関しては、法令等及びこの定款に定めのあるもののほか、理事会において定める経理規程により処理する。

- (臨機の措置)
- 第三五条 予算をもって定めるもののほか、新たに義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、理事総数の三分の二以上の同意がなければならない。

第七章 解 散

- (解散)
- 第三六条 この法人は、社会福祉法第四六条第一項第一号及び第三号から第六号までの解散事由により解散する。

- (残余財産の帰属)
- 第三七条 解散（合併又は破産による解散を除く。）した場合における残余財産は、評議員会の決議を得て、社会福祉法人並びに社会福祉事業を行う学校法人及び公益財団法人のうちから選出されたものに帰属する。

第八章 定款の変更

- (定款の変更)
- 第三八条 この定款を変更しようとするときは、評議員会の決議を得て、神奈川県知事の認可（社会福祉法第四五条の三六第二項に規定する厚生労働省令で定める事項に係るものを除く。）を受けなければならない。
- 2 前項の厚生労働省令で定める事項に係る定款の変更をしたときは、遅滞なくその旨を神奈川県知事に届け出なければならない。

第九章 公告の方法その他

別 表 1 (常勤役員等報酬)

役 職 名	月 額
理 事 長	5 0 0, 0 0 0 円

別 表 2 (非常勤役員等報酬)

(1) 評議員、選任・解任委員

用 務	日 額
評議員会等会議出席	1 0, 0 0 0 円
法人及び施設業務のための出勤	2 5, 0 0 0 円

(2) 理 事

用 務	日 額
理事会等会議出席	1 0, 0 0 0 円
法人及び施設業務のための出勤	2 5, 0 0 0 円

(3) 監 事

用 務	日 額
理事会等会議出席	1 0, 0 0 0 円
監事監査・法人及び施設業務のための出勤	2 5, 0 0 0 円

別 表 3 (功労金算定式)

2 5, 0 0 0 円×在職年数＝上限3 0 0, 0 0 0 円

- ※ 1 在職年数が1年に満たない時は、切り上げるものとする。
※ 2 平成29年4月1日以前の在職年数は、通算する。

(報酬の日割り計算)

- 第7条 新たに常勤役員等に就任した者には、その日から報酬を支給する。
2 常勤役員等が退任または解任された場合は、前日までの報酬を支給する。
3 月の中途における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。
4 本条第2項の規定にかかわらず、常勤役員等が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(公表)

第8条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第五十九条の二第三項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第9条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第10条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成29年4月1日から施行する。
2 次の諸規程等は、平成29年3月31日付けで廃止する。
① 常勤役員の報酬等に関する規程(昭和55年4月1日施行)
② 役員等費用弁償に関する規程(昭和52年1月施行)
③ 役員等報酬支給要領(昭和55年4月1日施行)
④ 役員等功労金支給に関する規程(平成5年12月1日適用)

「地域における公益的な取り組み」の一環として生活困窮者就労訓練事業を始めました

(訓練に対する工賃等)

第8条 訓練に参加した利用者には、次により工賃を支給する。

- (1) 施設利用者の作業工賃・調整手当等の取扱いに準じて算定した額
(2) 交通費については、自宅から施設まで公共交通機関を利用した場合
交通費＝実 費×訓練日数
(3) 保険については、「しせつの保険・通所利用者」を適用する。

(工賃等支給日)

第9条 工賃等支給については、毎月月末締めの翌月20日(休日の場合は、前日)に現金で支給する。ただし、訓練を終了する場合は、その終了日に支給する。

(費用負担)

第10条 施設の給食を利用する場合は、障害福祉サービスによる通所利用者に準じて昼食一回につき230円(食材料相当)を負担するものとする。
2 その他行事に参加した場合は、その都度実費相当額を負担するものとする。
3 費用負担が生じた場合は、第8条の工賃から差引き徴収するものとする。

(支援期間)

第11条 支援期間は、原則1年以内とし自立相談支援機関等との協議のうえ個別に決定する。

(訓練の利用決定並びに終了)

第12条 訓練の利用は、自立相談支援機関の支援決定を受けた者で、利用調整会議により利用承認を得たのち決定するものとする。
2 訓練は、次の事由により終了する。
① 訓練期間が終了した場合。
② 利用目的が達成できないと判断された場合。
③ 利用者が傷病等により3か月以上復帰が見込めないとき。
④ 利用者が死亡したとき。
⑤ 利用者が他の訓練施設を希望したとき。

(その他運営に関する重要事項)

第13条 利用者は、正当な理由なく、その訓練期間中に知りえた職員並びに他の利用者又は、その家族の秘密を漏らしてはならない。
2 利用者が訓練終了後においても、同様とする。
3 施設は、利用者の訓練の状況等の記録を整備し、訓練終了後5年間保管しなければならない
① 訓練内容の記録、成果
② 自立相談支援機関等との連絡記録
③ 事故状況及び事故に際しての処置の記録
4 この規程に定める事項の他、運営に関する重要事項は、別途定める。

社会福祉法人神奈川県厚生協会生活困窮者就労訓練事業実施規程

(目的)

第1条 社会福祉法人神奈川県厚生協会が開設する貴峯荘ワークピア・貴峯荘第2ワークピア(以下「施設」という。)が行う生活困窮者自立支援法(以下「法」という。)に基づく生活困窮者就労訓練事業(以下、「事業」という。)の適正な運営を確保するため必要な事項を定める。

(運営の方針)

第2条 この施設が実施する事業は、一般就労が困難な生活困窮者(以下、「利用者という。))に就労訓練、就労体験を通じて就労の機会を提供するものとする。
2 事業の実施にあたっては、利用者の意思及び人格を尊重して、常に利用者の一立場に配慮するものとする。
3 事業の実施にあたっては、自立相談支援機関等関係機関との連携に努めるものとする。
4 事業の実施にあたっては、前3項の他、関係法令等を遵守するものとする。

(施設名称等)

第3条 事業を行う施設の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 貴峯荘ワークピア 平塚市達上ヶ丘1番9号
(2) 貴峯荘第2ワークピア 伊勢原市岡崎6530番地1

(訓練対象者)

第4条 訓練対象者は、自立相談支援機関の支援決定を受けた者。

(訓練日及び訓練時間)

第5条 施設の訓練日及び訓練時間は、次のとおりとする。

- (1) 訓練日 月曜から金曜日(祝日を除く)
(2) 訓練時間 9時00分から16時00分

(利用定員)

第6条 施設の利用定員は、各施設2名とする。

(訓練の内容)

第7条 訓練内容は、次のとおりとする。

- 1 クリーニング訓練
・洗濯機、乾燥機、プレス機、アイロン等の操作訓練
・洗濯物のたたみ作業、集配、検品、事務訓練
その他、適性・希望により印刷作業訓練、縫製作業訓練
2 介助・介護訓練
・障害者の話し相手、日中活動の助手、外出時等の同行
・食事の配下膳、清掃、入浴の見守り等

別 表 基本財産

1 土地

- (1) 神奈川県平塚市中里278番1所在の宅地 2,351.21㎡
(2) 神奈川県伊勢原市岡崎権現堂6530番1所在の宅地 1,526.17㎡
(3) 神奈川県平塚市達上ヶ丘1450番8所在の宅地 5,071.41㎡
(4) 神奈川県平塚市達上ヶ丘1450番145所在の宅地 114.89㎡
(5) 神奈川県平塚市中里265番16所在の宅地 315.69㎡
(6) 神奈川県平塚市中里266番2所在の宅地 27.08㎡
(7) 神奈川県平塚市中里266番1所在の宅地 299.85㎡
(8) 神奈川県平塚市中里265番17所在の宅地 27.08㎡

2 建物

- (1) 神奈川県平塚市達上ヶ丘1450番地8所在の鉄骨造スレート葺平家建
貴峯荘ワークピア作業所1棟(347.80㎡)
(2) 神奈川県平塚市達上ヶ丘1450番地8所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
貴峯荘養護所1棟(1,795.20㎡)
(3) 神奈川県平塚市達上ヶ丘1450番地8所在の鉄骨造陸屋根2階建
貴峯荘ワークピア作業所1棟(693.00㎡)
(4) 神奈川県平塚市達上ヶ丘1450番地8所在の鉄筋コンクリート造陸屋根4階建
貴峯荘湘南の丘養護所1棟(3,502.03㎡)
(5) 神奈川県平塚市達上ヶ丘1450番地8、1450番地145所在の軽量鉄骨造
合金メッキ銅板葺平家建
貴峯荘湘南の丘養護所1棟(91.55㎡)
(6) 神奈川県平塚市中里278番地1所在の鉄筋コンクリート造陸屋根2階建
事務所、養護所1棟(494.35㎡)
(7) 神奈川県伊勢原市岡崎権現堂6530番1所在の軽量鉄骨造陸屋根2階建作業所
1棟(796.42㎡)
(8) 神奈川県伊勢原市岡崎権現堂6530番1所在の軽量鉄骨造平屋建ボイラー室
1棟(24.60㎡)
(9) 神奈川県伊勢原市岡崎権現堂6530番1所在の軽量鉄骨造垂鉛メッキ銅板ぶき
平屋建1棟(7.00㎡)

役員等報酬規程

第1条 この規程は、社会福祉法人神奈川県厚生協会(以下「法人」という。)定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員(理事及び監事)・評議員及び評議員選任、解任委員(以下、「役員等」とする。)の報酬等について定める。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。
(1) 常勤役員等については、報酬・通勤費・旅費並びに功労金を支給する。
(2) 非常勤役員等については、報酬、旅費及び功労金を支給する。
2 役員等に対する功労金は、役員等として円満に任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払う。

(常勤役員等の報酬等の算定方法)

第3条 常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める。
(1) 報酬については、別表1(常勤役員等の報酬)に定める額
(2) 功労金の支給額については、その都度決定するものとする。
(3) 通勤費については、職員給与規程第13条の規定に準ずる額
(4) 旅費については、職務のため出張したとき、役職員旅費規程に基づきを支給する。

(非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第4条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号により報酬等の区分に応じて定める。
(1) 報酬については、別表2(非常勤役員等の報酬)に定める額
(2) 功労金については、別表3(非常勤役員等功労金算定式)に定める算式により算出した額
(3) 旅費については、会議に出席又は職務のため出勤(出張)したときは、役職員旅費規程に基づき支給する。

(当法人職員給与との併給)

第5条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者には役員等報酬は支給しない。

(報酬の支給方法)

第6条 役員等に対する報酬等の支給方法は、次の各号による。
(1) 常勤役員等の報酬については、職員給与規程第8条第1項を準用する。
(2) 非常勤役員等に対する報酬並びに旅費については、会議に出席又は職務のため出勤(出張)の都度、支給する。
2 功労金については、任期の満了、辞任又は死亡等により退職した後速やかに支給する。
3 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申出でのあったときには、積立金等を控除して支給する。

(公告の方法)

第三十九条 この法人の公告は、社会福祉法人神奈川県厚生協会の掲示場に掲示するとともに、官報、新聞又は電子公告に掲載して行う。

(施行細則)

第四〇条 この定款の施行についての細則は、理事会において定める。

附 則

この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。ただし、この法人の成立後遅滞なく、この定款に基づき、役員の選任を行うものとする。

理 事(理事長) 梅崎英雄
理 事 太田貞市
理 事 高木政信
理 事 金井利秋

評議員・理事及び監事名簿

評議員	
評議員	落合 文雄
評議員	鈴木美智子
評議員	今井 弘
評議員	片倉 章博
評議員	石原 健次
評議員	竹内 幸夫
評議員	眞 敏明
評議員	望月 衛
理事並びに監事	
理事長	岩渕 壽郎
理事	金田 和子
理事	小出 茂
理事	松本 信輔
理事	三觜 貴義
理事	山崎 一雄
理事	美濃口容子
監事	三田 昌也
監事	小澤 正敏
評議員選任・解任委員	
外部委員	小林 充
監事	三田 昌也
法人職員	夏井 宏之

寄付 ご厚意に感謝いたします

(敬称略)

(福) 県西福祉会	理事長	松本 信輔
(福) 三育福祉会	事務局長	柴田 和生
特別養護老人ホーム シャローム	施設長	宇都宮明子
特別養護老人ホーム シャローム	理事・事務局長	安河内アキラ
(福) 光友会	理事長	成田 正幸
(福) 常成福祉会	センター長	五十嵐紀子
(福) よるべ会	理事長	伊藤 高博
自治共済会	会長	星野 泰啓
富士見公民館	会長	関野 治正
諏訪町会	代表取締役	坂口 哲雄
富士見地区民生委員・児童委員協議会	会長	稲毛 文雄
富士見地区社会福祉協議会	代表取締役	山田 信子
山王総合株式会社	代表取締役	今井 弘
有限会社福岡コム工業所	代表取締役	竹口 真
旭化成ホームズ株式会社	代表取締役	藤本 隆平
クリエティブカミヤ株式会社	代表取締役	
株式会社アドワン	代表取締役	
(株)ジャパンビバレッジホールディングス	代表取締役	
キングランメディケア株式会社	代表取締役	
日本活性濾過工業株式会社	代表取締役	
静岡銀行 平塚支店	代表取締役	
株式会社湘南ウィル	代表取締役	
シオン薬局諏訪店	代表取締役	
シーバイエス株式会社	代表取締役	
有限会社田辺ストアー	代表取締役	
いまい印刷	代表取締役	
有限会社小川屋酒店	代表取締役	
大栄電子株式会社	代表取締役	
サポート湘南	代表取締役	

新田 英雄

理事 山崎 一雄
監事 小澤 正敏
評議員 鈴木美智子
評議員 金田 和子
監事 三田 昌也
理事 竹内 幸夫
評議員 落合 文雄
評議員 落合 正子
監事 三崎 貴義
理事 松谷由美子
評議員 鈴木 康太
理事 上野 昌良
監事 岡本 豊子
評議員 宮代 明信
評議員 高山 秀明
理事 小宮 誠司
監事 中元 春一
評議員 杉浦 静子
理事 新井佐江里
監事 小林 充
評議員 奥田 桂子
理事 端山美代子
監事 藤原 務
評議員 打田 行男

表彰

多年にわたり社会福祉事業に携わり、その功績が顕著であったとして、クリーニング科小笠原昌美さん、印刷科鶴りょう子さんが平成29年度全国社会就労センター協議会永年勤続表彰を受彰されました。

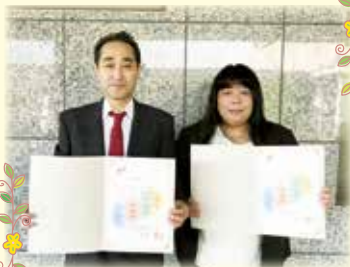
全国社会就労センター協議会結成40周年記念大会の晴れやかな式場で、永年勤続表彰を受けましたこと本堂にうれしく感謝の気持ちでいっぱいです。

多くの来賓の方々より祝辞をいただいたうえ、すばらしい記念品までいただきました。心からお礼を申し上げます。

20余年という長い間、勤務できましたのは、皆様がたのご指導とご協力があればこそです。

思い返せば、印刷会社から何も知らない福祉の仕事に着くことになり、戸惑ったことを覚えております。利用者の方々から笑顔で受け入れられ、一緒に働ける事の幸せを感じています。

利用者の皆さんのためにも、精一杯の努力を続けることを誓いまして、お礼の言葉にかえさせていただきます。



今号ではトップページにおいて社会福祉法改正後の新体制についてお知らせさせていただき、また中面において、事業運営の透明性向上をめざし当法人の「定款」「役員等報酬規程」、地域における公益的な取り組みの一環としての「生活困窮者就労訓練事業実施規程」を掲載いたしました。

今後とも地域に根ざし・開かれた施設として運営してまいりますので、ご理解、ご協力をお願い致します。

貴峯だより編集委員会